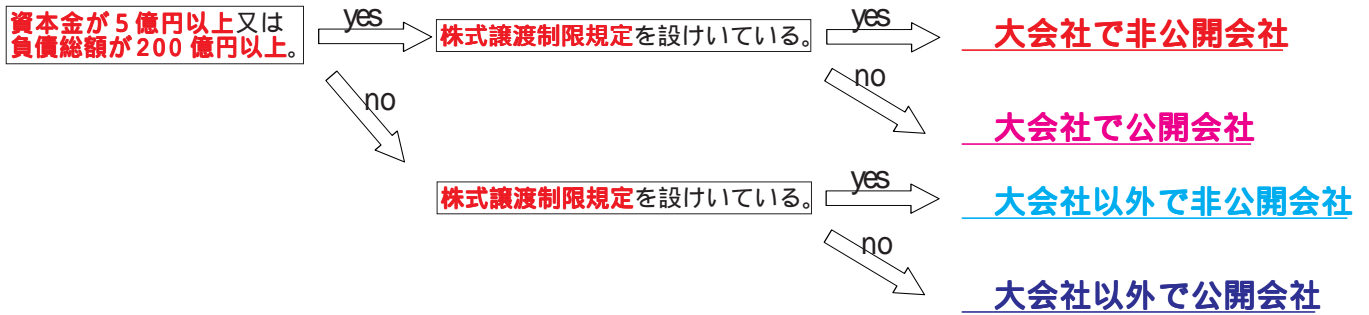


決算公告のご案内

決算公告は、会社の定款上の公告方法によらなければなりません。
信頼性も高く、低廉な掲載料金を採用している、国が発行する唯一の機関紙『官報』をぜひご利用下さい。

大会社以外及び大会社、また非公開会社及び公開会社で記載しなければならない科目が異なります。



記載する科目については会社計算規則に定められています。(会社計算規則第136条～第148条)

	大会社以外		大会社		
	非公開会社	公開会社	非公開会社	公開会社	
貸借対照表の資産の部	流動資産 固定資産	流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	流動資産 固定資産	流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	
	繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産	
負債及び純資産の部	流動負債 引当金(設けたとき)	流動負債 引当金(設けたとき)	流動負債 引当金(設けたとき)	流動負債 引当金(設けたとき)	
	固定負債 引当金(設けたとき)	固定負債 引当金(設けたとき)	固定負債 引当金(設けたとき)	固定負債 引当金(設けたとき)	
	株主資本 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	株主資本 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	株主資本 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	株主資本 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	
	利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 又は(うち当期純損失)	利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 又は(うち当期純損失)	利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金	利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金	
	自己株式 自己株式申込証拠金	自己株式 自己株式申込証拠金	自己株式 自己株式申込証拠金	自己株式 自己株式申込証拠金	
	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	
	繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金	繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金	
	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権	
	損益計算書の部			売上高 売上原価 売上総利益 又は売上総損失	売上高 売上原価 売上総利益 又は売上総損失
				販売費及び一般管理費 営業利益 又は営業損失	販売費及び一般管理費 営業利益 又は営業損失
			営業外収益 営業外費用	営業外収益 営業外費用	
			経常利益 又は経常損失	経常利益 又は経常損失	
			特別利益 特別損失	特別利益 特別損失	
			税引前当期純利益 又は税引前当期純損失	税引前当期純利益 又は税引前当期純損失	
			法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	
			当期純利益 又は当期純損失	当期純利益 又は当期純損失	

公開会社については、上記以外にも、資産の部及び負債の部について、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の科目に細分しなければなりません。

大会社については、株式会社の損益の状態を明らかにする必要があるときは、重要な適宜の科目に細分しなければなりません。また、当該項目にかかわる利益又は損失を示す適当な名称を付さなければなりません。